

平成 29 年度県内商業インバウンド市場獲得推進事業 企画提案仕様書

1 事業名

平成 29 年度県内商業インバウンド市場獲得推進事業

2 期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 14 日まで

3 目的

平成 26 年 10 月より消費税免税範囲が拡大され、化粧品、薬品、菓子類、食品等の消耗品も免税対象となったことを受け、大手量販店や百貨店のみならず、中小零細規模の小売店舗や商店街等も観光需要を取り込めるよう、免税販売の普及および、外国人観光客への販売体制強化を図る。また、平成 27 年 4 月より免税販売手続代理契約が可能となり、平成 28 年 5 月からは「免税対象金額の引き下げ」、「海外直送の手続の簡素化」、「免税手続カウンター制度の利便性向上」、「購入者誓約書の電磁的記録による保管」などの地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充が施行されたことから、免税によるインバウンド市場の獲得がより容易になった。

免税の利便性向上は、化粧品、薬品、菓子類、食品類等の県産品の販売拡大につなげるチャンスとなるため、小売店舗における県産品の魅力を伝えるなど、県産品をより販売しやすい環境整備を図る。

4 実施内容

免税販売支援

(1) 免税店サービス向上支援事業

ア 免税店舗を中心とした外国人観光客対応に係るスタッフ研修会&免税店としての効果を実感できる店舗作り講習会

免税店のスタッフに対し、平成 28 年度県内商業インバウンド市場獲得推進事業のツールも活用しつつ、より現場に即した免税販売手続きや対応方法の研修を行う。ロールプレイングや先進事例店舗スタッフの助言等、できるだけ現場スタッフの心理的負担軽減及び即戦力に繋がるよう工夫すること。

また、免税店としての効果が実感できるよう、より販売を拡大するために、購買意欲をさらに刺激する展示や表示方法、県産品の魅力の伝え方等の講習を行う。

また、消費税免税制度の認知度を上げ、店舗に対して、免税制度の内容、免税販売の手続き、免税化のメリットを説明し、下記「イ 免税店化及び外国人観光客対応等に係る個別支援」に基づいて設置する相談窓口の案内・紹介を行う。

なお、小売店舗の負担にならないよう簡素化し、場所・時間を考慮するなど、参加しやすい方法を採用すること。

(規模) 開催 2 地域以上 (選定理由を記載すること)

- イ 免税店化及び外国人観光客対応等に係る個別支援（相談、情報提供・分析など）
免税店化を希望する店舗の相談窓口を設けて、電話、メール、FAX等で対応する。
相談内容に応じて、情報提供するほか、相談内容を記録、整理、分析し、免税店化を試みるにあたり、県内店舗が抱えている課題・問題と解決方法を報告書にまとめる。
加えて、巡回支援を行い、支援前後の改善点・効果を各支援ごとにまとめること。
（規模）巡回支援を30件以上（募集・選定方法を記載すること）

(2) 沖縄県の特徴を活かしたインバウンド市場獲得推進事業

ア 外国人観光客向けの県産品PR

外国人観光客向けの県産品およびその販売店舗のPRを行う。あわせて、県産品の売れ行きなどを販売者等にアンケートするなどして、当該PRや県産品の認知度に係る状況把握を行う。

イ クルーズ船客などの取り込み

過去最高（那覇港213回、中城湾港2回、石垣港175回、平良港104回、本部港3回ほか合計503回）の回数で寄港する予定になっているクルーズ船は沖縄県の外国人観光における大きな特徴の1つであるが、これを活かして、一度に大勢の外国人観光客へ情報提供、PRなどを行う。

ウ 免税店サイトを活かした取組

平成28年度事業で行ったリスティング等の取り組みに加えて、外国人観光客へのサイト紹介を効率的に行う方法を行い、免税店サイトの周知を積極的に行うこと。

現行のサイトに登録されている店舗および登録されていないが、登録の呼びかけを行った店舗をまとめた免税店舗一覧について、時点修正を行い、平成29年度時点の状態をまとめること。

また、広告バナーを貼る等による収入によって、自律的なホームページ運営が可能な検討を行い、どの程度の閲覧数で可能かなどの自立運営の条件をまとめること。

自律的な運営が非常に困難である場合、現行の免税サイト運営完了に伴う類似サイトの紹介などを含め、サイト運営終了に係る対応を行うこと。

エ その他の沖縄県の特徴を活かした取組支援

上記以外の沖縄県のインバウンド市場の特徴を活かした取組

5 企画提案の内容

以下のことに留意し、事業内容について企画提案すること。

(1) 沖縄県における外国人観光客の土産品の観光消費に関する現状と課題。

※沖縄県外国人観光客満足度調査(沖縄県)、訪日外国人消費動向調査(観光庁)、平成27年度外国人観光客受入に関する実態調査(沖縄県)、平成28年度県内商業インバウンド市場獲得推進事業報告書(沖縄県商工労働部中小企業支援課)は最低限の基礎資料とする(すべてweb公開済み)。引用資料はすべて出典を明記すること。

(2) 免税店舗を中心とした外国人観光客対応に係るスタッフ研修会&免税店としての効

果を実感できる店舗作り講習会の開催地案とその理由。現場スタッフの負担の現状とその解決策案。店舗作り講習会については免税店化をしていながら、その効果が実感出来ていない店舗への助言・支援案。個店支援の具体的な取組スケジュール。

- (3) 沖縄県の特徴を活かした取組支援。
- (4) 平成 28 年度事業実績を活かした取組支援。
- (5) その他、効果的と認められる方法。

6 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は、21,126千円以内（消費税込み）とし、この範囲内で効率的かつ効果的な実施を行うものとする。

7 業務の実施状況に関する事項

- (1) 事業実施にあたっては沖縄県と緊密な連携を図り、事業の進捗状況について毎翌月 10 日までに沖縄県に報告すること。
- (2) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

8 事業の成果品及び著作権

本事業の実績をまとめた報告書類を、成果品として沖縄県に納品すること。

報告書（200 頁程度） 20 部 及び 電子ファイル一式
報告書概要版（30 頁程度） 500 部 及び 電子ファイル一式

当該成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

9 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、委託業務の見積金額の 2 分の 1 を超える業務、委託業務にかかる統轄的かつ根幹的な業務の再委託を前提とする企画提案は認めない

(2) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ア 当該業務を行うにあたり必要なものではあるが、付随的な業務
- イ 当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計

- (4) 再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

10 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出については、すべて支出額、支払い先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収証など）が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものとする。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- (5) 委託業務の実施にあたっては、財産の取得は原則認めないこと。

11 その他留意事項

本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。